

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	戸籍簿、除籍簿、改製原戸籍簿ファイル	
行政機関等の名称	町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	町民課住民年金係	
個人情報ファイルの利用目的	戸籍及び除籍の調製、記録事項証明書等の発行及び改製原戸籍謄抄本の交付等のために利用する	
個人情報ファイルの記録項目	<p><戸籍記載事項></p> <p>1 本籍、2 筆頭者氏名、3 父母の氏名、4 父母との続柄、5 養父母の氏名、6 養父母との続柄、7 配偶者区分、8 名、9 出生年月日、10 戸籍に入った原因及び年月日、11 従前戸籍の表示、12 届出又は申請の受付年月日及び届出人又は申請人の資格及び氏名、13 報告の受付年月日及び報告者職名、14 他市区町村又は官庁から書類の送付を受けた場合その受付年月日及び受理者の職名、15 戸籍の記載を命ずる裁判確定の年月日</p> <p><戸籍事項></p> <p>16 新戸籍の編成に関する事項、17 氏の変更に関する事項、18 転籍に関する事項、19 戸籍の全部の消除に関する事項、20 戸籍の全部に係る訂正に関する事項、21 戸籍の再製又は改製に関する事項、</p> <p><身分事項></p> <p>22 出生に関する事項（子）、23 認知に関する事項（父及び子）、24 養子縁組又はその離縁に関する事項（養親及び養子）、25 特別養子縁組又はその離縁に関する事項（養子及び養親）、26 離縁の際に称していた氏を称することに関する事項（その氏を称した者）、27 婚姻又は離婚に関する事項（夫及び妻）、28 離婚の際に称していた氏を称することに関する事項（その氏を称した者）、29 親権又は未成年者の後見に関する事項（未成年者）、30 死亡又は失踪に関する事項（死亡者又は失踪者）、31 生存配偶者の復氏又は姻族関係の終了に関する事項（生存配偶者）、32 推定相続人の廃除に関する事項（排除された者）、33 入籍に関する事項（入籍者）、34 分籍に関する事項（分籍者）、35 国籍の得喪に関する事項（国籍を取得し、又は喪失した者）、36 日本の国籍の選択宣言又は外国の国籍の喪失に関する事項（宣言をした者又は喪失した者）、37 氏の変更に関する事項（氏を変更した者）、38 名の変更に関する事項（名を変更した者）、39 就籍に関する事項（就籍者）、40 性別の取扱いの変更に関する事項（変更の裁判を受けた者）</p>	
個人情報ファイルに記録される個人の範囲	平取町に本籍を有する者及び戸籍届出をした者	
個人情報ファイルに記録される情報の収集方法	戸籍法上の届出等又は他市区町村及び官庁からの通知	
要配慮個人情報の有無	<input type="checkbox"/> 含む	
記録情報を経常的に提供する場合の提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 平取町役場町民課住民年金係	
	(所在地) 〒055-0195 北海道沙流郡平取町本町35-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	戸籍法第24条、第113条、第114条、第116条 戸籍法施行規則第41条、第43条、第45条	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
備 考		